

大田市名誉市民選考審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月26日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第67号

大田市名誉市民選考審議会規則の一部を改正する規則
大田市名誉市民選考審議会規則（平成17年大田市規則第2号）の
一部を次のように改正する。

第5条中「総務部人事課」を「政策企画部政策企画課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月26日から施行する。